

事務連絡  
令和6年11月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

### 自家用車活用事業における費用負担について

自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）は、①車やドライバーの安全性、②事故が起こった際の責任、③適切な労働条件を担保できるタクシー事業者が、一般ドライバーを管理することで、地域交通における安全・安心な移動の足を確保する制度である。

このため、日本版ライドシェアにおいても同様に、当該事業の実施に当たって必要な諸経費（下記の例を参照。）については、通常のタクシー事業において、タクシー事業者が負担している諸経費と同様に、タクシー事業者が負担することにより、一般ドライバーの適切な労働条件の確保に万全を期していただくよう、管区内の事業者に周知徹底されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長あてにも通知をしたので、申し添える。

#### （タクシー事業者が負担すべき諸経費の例）

- ・ 燃料費または相当額の手当
- ・ 有料道路利用料（実車時に限る）※利用者から徴収
- ・ 配車アプリ通信費
- ・ ドライブレコーダーやアルコールチェッカー等の導入費
- ・ 日本版ライドシェアの用に供する車両である旨を表示するステッカー等
- ・ 交通費（タクシー車両を使用するために営業所まで向かう場合）
- ・ 健康診断受診費用
- ・ 適性診断受診費用
- ・ 点検整備費用